

令和4年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給要綱

（趣旨）

第1条 知事は、非正規雇用労働者の処遇改善、特に女性の賃金向上及び正社員化を促進するため、事業所内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者（以下「正社員」という。）に転換した事業者に対し、この要綱の定めるところにより、山形県賃金向上推進事業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で支給する。

2 前項のうち、就職氷河期世代に該当する者を正社員に転換した場合、地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱（令和2年2月26日付府政経運第43号。以下「国要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより、前項の支援金に加え予算の範囲内で定額を支給する（以下「就職氷河期加算」という。）。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 「正社員」 次のアからオまでを全て満たす労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業者に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業者に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という。）が適用されている労働者であること。ただし、正社員待遇が適用されていない正社員としての試用期間中の者は、正社員から除く。

(2) 「非正規雇用労働者」 前号に掲げる者以外の労働者をいう。

(3) 「賃金」 基本給をいう。

(4) 「就職氷河期世代」 1993年（平成5年）から2004年（平成16年）までに学校卒業期を迎えた又は中退した世代をいう。

(5) 「中小企業等」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及びその他これに準ずる団体をいう。

(6) 「業種」 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の分類による業種をいう。

（支援金支給対象事業者）

第3条 支援金支給対象事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

(1) 山形県内に本社及び事業所を有する中小企業等又は山形県内に法人本部及び施設等を有する社会福祉法人であること。

(2) 令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に、事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換していること。

- (3) 正社員に転換した労働者を3か月以上継続雇用していること。
- (4) 正社員に転換した労働者の賃金を転換前より引き上げていること。
- (5) 本社及び対象となる事業所又は法人本部及び対象となる施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること。

(対象労働者)

第4条 対象となる労働者（以下「対象者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に、非正規雇用労働者から正社員に転換された労働者であること。
- (2) 正社員転換後、3か月以上継続雇用されていること。
- (3) 正社員転換後の時給が転換前より引上げられていること。
- (4) 転換された日において、50歳未満の女性労働者であること。
- (5) 転換された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であること。
- (6) 転換された日において、山形県内に住所があること。
- (7) 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でないこと。

(資格要件)

第5条 事業者が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(支給金額)

第6条 支援金の額は、対象者1人につき10万円とする。

- 2 就職氷河期加算として、前項に定める金額のほか対象者1人につき加算金10万円を支給する。

(支給上限額)

第7条 支援金の支給上限額は、1事業者当たり50万円までとする。なお、支給上限額に達す

るまでは、複数回の申請ができるものとする。

2 前条第2項で規定する加算金の支給上限額は、1事業者当たり50万円までとする。

(支給の申請)

第8条 支援金の支給を受けようとするときは、令和4年4月1日から令和4年7月31日までの間に転換を行った場合には、正社員への転換を行った日以後3か月を経過する日から令和4年11月7日まで、令和4年8月1日から令和4年11月30日までの間に転換を行った場合には、正社員への転換を行った日以後3か月を経過する日から令和5年3月6日までに、山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 対象者に係る正社員転換前及び転換後の雇用契約書又はそれに準ずる書類の写し
- (2) 対象者に係る、正社員転換前1か月、転換後3か月分の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類の写し
- (3) 賃金増額確認書（正社員化コース）（様式第2号）
- (4) 対象となる事業所が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であることを証する書類の写し
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 振込を希望する通帳の写し
- (7) その他知事が必要とする書類

(支給の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給決定通知書（様式第4号）又は山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）不支給決定通知書（様式第5号）により事業者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 知事は、支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為（以下「不正受給」という。）によって支給を受け又は受けようとしたとき。
- (3) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 事業者が不正受給を行った場合は、以下の取扱いとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、県が実施する次に掲げる支援金は支給しない。
 - ア 令和4年度山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）支給要綱に定める支援金
 - イ 令和4年度山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給要綱に定める支援金
- (2) 当該不正受給を行った事業者の名称、所在地、不正の内容を関係機関に情報提供するものとする。

(支援金の返還)

第 11 条 知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に支援金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業者に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(疑義についての協議)

第 12 条 この要綱に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ知事あて協議するものとする。

(支援金の経理)

第 13 条 支援金の支給を受けた事業者は、支援金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。